

## 申告に必要なもの 住民税

- 個人番号と身元が確認できる書類(別表2参照)
- 収入・所得を確認できるもの(給与や年金の源泉徴収票、給与明細書など)
- 社会保険料(健康保険や国民年金)の領収書など
- 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 障害者控除に係る証明書(各種手帳など)
- 医療費の明細書など

### 別表2 本人確認の方法および身元確認書類

本人確認の方法	マイナンバー(個人番号)の確認	身元の確認
マイナンバーカードをお持ちの場合		マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない場合	通知カード※1 または 住民票(番号付き)など	+ 身元確認書類※2

※1 記載されている氏名・住所等が現況と異なる場合は使用できません  
 ※2 身元確認書類の例(右記の書類)をお持ちでない場合は課税課までお問い合わせください

### 〈身元確認書類の例〉

- A 個人識別事項が記載され、かつ写真の表示等により個人番号提供者が確認できる書類  
 ・運転免許証・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)  
 ・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳(愛の手帳)  
 ・在留カード・特別永住者証明・写真付身分証明書(学生証、資格証明書等)  
 などの中から1点

### B Aの書類をお持ちでない場合に個人番号提供者が確認できる書類

- ・各種医療保険者が発行した資格確認書(※)・国民年金手帳
- ・(特別)児童扶養手当証書

などの中から1点(課税課以外の手続きは2点必要)

### C AおよびBの書類をお持ちでない場合に個人番号提供者が確認できる書類

- ・写真なし身分証明書(学生証、資格証明書等)・公共料金の領収書・納税証明書
- ・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し(謄本か抄本)・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書・母子健康手帳・住民税納税通知書

などの中から2点  
 ※郵送提出で健康保険等の資格確認書のコピーを添付する場合、保険者番号および被保険者等記号・番号をマスキング(覆い隠したり、塗りつぶして見えなくすること)してください

## 所得税

### 確定申告書作成会場は 東京国税局(築地)

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告書作成会場を東京国税局に開設します。開設期間中は、江東西・江東東税務署内に申告書作成会場はありません。

申告書作成会場	開設期間等
東京国税局1階(中央区築地5-3-1) <b>[交通案内]</b> 都営大江戸線 「築地市場駅」A2・3番出口徒歩1分 東京メトロ日比谷線 「東銀座駅」3・5・6番出口徒歩7分 「築地駅」1・2番出口徒歩8分 都営バス錦11系統 「築地駅前降車専用バス停」徒歩10分	2/16(月)～3/16(月)(土・日曜、祝日除く。ただし、3/1日は開場) <b>[受付時間]</b> 8:30～16:00 <b>[相談時間]</b> 9:15～17:00 ※混雑回避のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です ※入場整理券は当日会場で配布するほか、LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを「友だち追加」することで、事前に日時指定の入場整理券を入手できます



▲国税庁  
LINE

※入場整理券の配布状況に応じて、受付を早めに締め切る場合があります  
 ※3月中は入場整理券が入手困難と予想されますので、2月中旬の来場をお勧めします  
 ※当会場では、原則としてスマートフォンで申告を行います。スマートフォン、マイナンバーカード、マイナンバーカードの2種類のパスワード(英数字6～16文字のパスワードと数字4桁のパスワード)をご準備ください

### 医療費控除を受けられる方へ

医療費控除の適用を受ける場合には、「医療費控除の明細書」の添付が必要です(医療費の領収書を添付して医療費控除の適用を受けることはできません)。

### 申告書にはマイナンバーを記載

申告書にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。税務署では本人確認(番号確認および身元確認)を行いますので、個人番号と本人であることを確認できる書類の提示または写しの添付が必要です。  
 ※郵送で申告書を提出する場合は、マイナンバーカードの表面および裏面の写し、または番号確認書類および身元確認書類の写しを添付してください  
 ※ご自宅等からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示や写しの添付は不要です

### 確定申告はスマホとマイナポータル連携が便利

国税庁HPの確定申告書等作成コーナーでは、スマホ向けの専用画面を提供しており、マイナンバーカードがあれば、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで申告書等の作成・e-Taxによる送信ができます。便利なe-Taxをご利用ください。

### [e-Tax・作成コーナーヘルプデスク]

0570-01-5901(ナビダイヤル)・03-5638-5171

### [開設期間・時間]

2月2日(月)～2月13日(金) 月～金曜9:00～18:00(祝休日を除く)

2月16日(月)～3月16日(月) 月～金曜9:00～20:00(祝休日を除く)

2月23日(月・祝)、3月1日(日)・8日(日)・15日(日) 9:00～17:00

※上記期間以外は月～金曜9:00～17:00(祝休日を除く)



▲確定申告書等  
作成コーナー(国税庁)

### 申告書等の提出方法と申告期限・納期限

江東西・江東東税務署にてに次のいずれかの方法で提出してください。

- e-Taxで送信
- 郵送か信書便で送付

**[送付先]**〒136-8506亀戸2-17-8東京国税局業務センター江東東分室

**[税務署窓口(月～金曜(祝日除く)8:30～17:00)]**

- 亀戸・大島・北砂・東砂・南砂・新砂にお住まいの方：  
江東東税務署(亀戸2-17-8)
- 江東東税務署管内を除く区内にお住まいの方：  
江東西税務署(猿江2-16-12)

**[受取日付印の廃止]**

税務行政デジタル化の手続き見直しの一環として、申告書等の控えへの受取日付印の押なつを行わないこととしました。申告書等を書面で提出する際は、申告書の正本(提出用)のみ提出(送付)してください。

**[申告期限と納期限]**

- 所得税および復興特別所得税、贈与税：3月16日(月)まで
- 個人事業者の消費税および地方消費税：3月31日(火)まで

※申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません

期限内申告に係る所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税については、納税者ご自身の名義の預貯金口座から口座引き落としにより納付ができる振替納税が便利です。また、いつでもどこでも納付手続きが可能なキャッシュレス納付(ダイレクト納付、インターネットバンキング、スマホアプリ納付、クレジットカード納付)をぜひご利用ください。



▲国税の納付  
手続き(国税庁)

### 問

#### [住民税に関すること]

区課税課 03-3647-8001・8002・8004 03-3647-4822

#### [所得税および復興特別所得税・個人事業者の消費税および地方消費税・贈与税に関すること]

江東西税務署 03-3633-6211(代)

江東東税務署 03-3685-6311(代)

※贈与税および不動産の譲渡に係る所得税のお問い合わせは、江東西税務署で取り扱っています

#### [個人事業税に関すること]

中央都税事務所 03-3553-2157

### ! 「にせ税理士」「にせ税理士法人」にご注意を!

税理士資格がない者が税務相談、税務書類の作成、税務代理することは、法律で禁じられています。専門的知識が欠けていること等により、依頼者が不測の損害を被るおそれもあります。

税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。詳細は東京税理士会のHPをご覧ください。